

古代文学における語り

— 靈異記を中心に —

露 木 悟 義

一

昨年度のシンポジウムで「古代文学における語り」と題して、記・紀・万葉・風土記・靈異記、それに平安朝にもわたって、広くそれぞれの中でどのように語りが把握し得るか、考える機会を与えられた。特に私は、靈異記を主として取り扱うようにとの係りの指示であったが、改めて稿を起すにあたって、このところに執着してまとめてみた。

靈異記の説話は、書名の示すように、日本の国の善悪の靈異の現報の話をまとめたものであり、善悪の現報の必然性を強調することによって三宝への帰依、造寺・造塔・造仏・写経・誦経・布施・放生等の仏事作善のすずめが説かれているといえよう。善業には善の悪業には悪

の報いが、来世を待たずしてあることを知らしめるための唱導説話集である。それらの話は、本来説教の場で説教僧等によって語られたものであろう。靈異記の説話が説教者によって物語られたであろうことは、説話の性格上疑い得ない。

靈異記の説話が口伝を書きしるしたものであることについては、上巻序文に、側聞を注よしたものであること、下巻跋文に「聞くところに従ひ、口伝を選び、善悪を儻かたじけなくひ、靈奇を録した」ものであることを明記していることによつて察せられる。「拙く浄紙を贖けがし、口伝を謬り注すことを懼れ」(中巻序)にしていることばのはしりも、それは認められる。

しかし、靈異記の説話のすべてが口伝に拠っていると考えることはできない。上巻五縁には「本記を案ふるに

曰く」とあり、上巻二十五縁には「記有りて曰はく」とあり、上巻4・28、下巻9などにも「記」のあったことが指摘できる。さらに、上巻30、下巻26・35・39などの「解」「録」などの文字に、記録された資料の存在を類推せしめる。膳臣広国の「顕録して流布」したと伝える話（上巻30）は、記録されて口誦の資料とされたことである。

靈異記の説話は、冥報記や般若験記等の唐土の説話を真似て作られたと考える見方もある。冥報記等に収められた説話と「同一形式のものが、地名と人名とを日本に改めて、日本靈異記となって現れるまでになった」（芳賀矢一『攷証今昔物語集』）ともみられてきた。上巻序文に、撰述者景戒は「昔漢地に冥報記を造り、大唐国に般若験記を作りき。何ぞ唯、他国の伝録を慎み、自土の奇事を信け恐れざらんや」といって、徒らに大陸の伝録のみを信じ尊び、我々の身近かに起きている奇事奇譚の数々に目を向けないのは情けないことだといっている。冥報記・般若験記等の渡来の説話集が、いかに流布し当時の説教僧等に受け入れられていたかがわかる。また、冥報記等唐土の説教集の存在が、靈異記誕生の大きな契機となっていることも同時に理解できる。

靈異記の話が、僧侶によって語られ管理され、僧侶に

よって書きとめられたであろうことは十分想像できる。また、僧侶の語った話が、一旦信者の間に流布伝播し、主人公・時・場所・話柄等を変えて再び僧侶の耳に入るというケースも考えられる。靈異記に書きとられた説話が、こういったいきさつをくり返したあげくに靈異記に繋ぎとめられて定着したものも少なくないと思われる。

また、靈異記の話が民衆の間から生み出された話であっても、そこに、僧侶の介在を考えないわけにはいかない。僧侶の語り口を通して知り得た知識・思想が混在しない道理はない。靈異記の説話は、語りの場の両者の交流の中から生まれ出た話であるともいえる。たとえば、地獄蘇生説話が、説教や講中等の語りの場を通して知り得た地獄の知識を基盤として、生み出されるものと考えられるように、地獄のことに限らず、奇異な体験や異表を表わす裏に、僧侶の布教活動の語りの場を通して知り得た知識を基に、自らの信仰の証しとして追体験することによって、新たな説話が発生する。それらは、身近かな者から講中などを通して多くの人達へと、しだいに語り広められ、それらに接した人達によって追体験され新たな説話形成がなされていく。それらのくり返しは、多く口誦伝承によるが、ままた記録され書き伝えられ、固定して伝承されることもある。靈異記の説話は、

靈異記以前の記録による伝承もあり、靈異記によりはじめて記録されたものもあると考えられる。いずれにしても、今日の我々は、書きとめられ文字に書き表わされた形でそれらに接している。

二

靈異記の一つの特徴として、類話の多いことがあげられる。それについては、すでに多くの方々の指摘するところでもある。類話や類似発想の多いことは、靈異記説話が唱導の場で語られ、語り継がれたことを物語るものとして理解できる。黒沢幸三氏は、「靈異記の類話は、主として私度僧たちの布教に伴って、説教のための話として形成されたのであり、靈異記に類話が多いということとは、靈異記以前に、ある期間ある範囲にわたって、傳統的に語られていたことを示すのである。」(「靈異記における類話の考察」同志社国文学5・6合併号、昭和46・3)といている。今ここに掲げる下巻22・23話とは、その一つの例である。先ず、二話を通して、靈異記の説話における語りの問題を考えてみたい。

重き斤なかりに人の物を取り、又法花経を写して、現に善悪の報を得る縁 第二十二(下巻)

(一)他田舎人蝦夷は、信濃の国小島の郡跡目の里の人人

り。多に財宝たからに富み、錢・稻を出挙す。蝦夷、法花経を写し奉ること二遍、遍毎に会を設けて、講読すること既に了はりぬ。後復また思議するに、猶心に足らずして、更に敬みて繕写す。唯未だ供養せざりき。宝龜四年癸丑の夏四月下旬、蝦夷、忽率にはかに死ぬ。妻子量りて言はく「丙の年の人の故に、焼き失はず」といひて、地を点めて塚を作り、殯もがりして置く。死にて七日を経て、甦よみがきて告げて言はく(一)「使四人有り。共に副ひて將往く。初め広野に往き、次に卒ふしき坂有り。坂の上に登りて、観れば大きな観有り。(二)是に峙たちて前の路を視れば、多に数の人有りて、箒はきを以て路を掃ひて言はく『法花経を写し奉りし人、此の路より往くが故に、我等掃ひ淨む』といふ。即ち至れば待ち礼す。前に深き河有り、広さ一町許なり。其の河に椅いすを度せり。数あまたの人衆有りて、其の椅を修理して言はく『法花経を写し奉りし人、此の椅より度るが故に、我修理す』といふ。到れば便ち待ち礼す。椅の彼方に到れば、黄金の宮有りて、其の宮に王有り。(三)椅の本に三つの衢有り。一つの道は広く平に、一つの道は草小しく生ひ、一つの道は敷おしろを以て塞がる。(四)蝦夷を其の衢に立てて、一人宮に入りて曰はく『召しつ』といふ。王見て言はく『此は法花経を写し奉りし人』といひ

て、即ち草小しく生ひたる道を示して言はく『此の道より将来れ』といふ。⑤四人副ひて熱き鉄の柱の所に至りて、彼の柱を抱かしむ。鉄を編みて熱く焼き、背に着けて押す。三日夜を歴て、銅の柱を抱かしむ。銅を編みて甚だ熱きを、背に著けて押す。又三日を運るに、極めて熱きこと燭おきびの如し。鉄銅熱しと雖も熱きに非ず。編鉄重しと雖も、重きに非ず。軽きに非ず。悪業の引く所、唯抱き荷なはむと欲ふ。合はせて六日を歴て乃ち出づ。⑥三の僧、蝦夷に問ひて言はく『汝、此の意を知るや不なや』といふ。答ふらく『知らず』とこたふ。僧復問ひて言はく『汝、何の善をか作せる』といふ。答ふらく『我、法華經三部を写し奉る。唯一部は未だ供養せず』とこたふ。⑦札三枚を出すに、二枚は金の札、一枚は鉄の札なり。亦斤二枚を出すに、一枚は重く稲一把を倍し、一枚は軽く稲一把を減ず。⑧時に僧言はく『札を扱かむふれば、実に汝が日ひふが如く、敬つしみて三部の法花大乘を写したてまつれり。大乘を写したりと雖も、重き罪を作れり。所以は何いかにとならば、汝斤二つを用ゐて、出拳する時は、軽き斤を用ゐ、微り納るる日は、重き斤を用ゐるが故に、汝を召しつるのみ。今は忽たちに還れ』といふ。⑨還り来れば、前の如く多の人籌を以て道を掃ひ、椅を作りて言はく

『法花經を写し奉りし人、閻羅王の宮より還り来る』といふ。彼の椅を度り畢はりて、纒た見れば甍むねき還れり』といふ。⑩然して後、写せる經を戴きて、増信心を發し、講読し供養しき。(三)誠に知る、善を作せば福を來し、惡を作せば災を來すことを。善惡の報、終に朽ち失せずして、並びに二つの報を受く。唯專善もはらを作して、惡を作すべからず。

寺の物を用ゐ、復大般若を写さむとし、願を建てて、現に善惡の報を得る緣 第二十三(下卷)
(一)大伴連忍勝は、信濃国小泉の郡嬢むすめの里の人なり。大伴連等、心を同じくして、其の里の中に堂を作り、氏の寺とす。忍勝、大般若經を写さむと欲ふが爲に、願を發して物を集め、鬢髮を剃除し、袈裟を著、戒を受け、道を修し、彼の堂に常住す。宝龜五年甲寅の春三月、たちまち人に讒しとぢられて、堂の檀越だんごつに打ち損はれて死にき。檀越だんごつは即ち忍勝の同じ風かぜなり。眷属けんじゆく識しりて曰はく「人を殺す罪に断らしめむ」といふが故に、輒たちく焼き失はずして、地を点さして塚を作り、殯はなし収めて置く。然して五日を歴て乃ち甍むねきて、親属しんじゆくに語りて言はく(二)①「召めしの使五人、共に副ひて疾く往く。往く道の頭はつちに甚だ峻さかしき坂有り。坂の上に登りて、躡躑たふしひて見れ

ば、③三つの大きな道有り。一つの道は平に広く、一つの道は草生ひ荒れ、一つの道は藪を以て塞がる。④衢の中に王有り。使白して言はく『召しつ』とまをす。王、平なる道を示して言はく『是の道より将よ』といふ。⑤王の使衛み往く。道の末に大きな釜有り。湯の気、焔の如く、涌沸くこと、波の如く、吼え鳴ること、雷の如し。即ち生きながら忍勝を取りて、井と彼の釜に投るれば、釜冷え破れ裂けて、四つと成りて破れぬ。⑥爰に三の僧出でて来て、忍勝に問ひて言はく『汝、何の善をか作せる』といふ。答ふらく『我、善を作さず。唯大般若経六百卷を写さむと欲ふが故に、先に願を發して、未だ書き写さず』とこたふ。⑦時に三つの鉄の札を出して、披ふるに白すが如し。⑧僧、告げて言はく『汝、実に願を發し、家を出でて道を修す。是の善有りと雖も、多に住める堂の物を用ゐしが故に、汝の身を摧く。今還りて願を畢へ、復堂の物を償へ』といふ。⑨纒放たれて、還り来り、三つの大きな衢を過ぎ、坂よりして下り、即ち見れば、甍返りぬ』といふ。⑩斯れ乃ち願を發す力、物を用ゐる災、是れ我が招ける罪にして、地獄の咎に非ず。⑬大般若経に云はく「凡そ錢一文は、二十日に至れば、一百七十四萬三貫九百六十八文に倍すなり。

故、一文の錢を竊みて盗み用ゐること莫かれ」といふは、其れ斯れを謂ふなり。

ともに、善と悪との報いを得るといふ地獄蘇生譚。信濃國小県郡跡目の里の人の他田舎人蝦夷は、財宝に富み、錢稻を出挙していた。法華経書写を心がけていたが、宝龜四年四月下旬に突然死んだ。しかし、焼かないでいると七日経て甍り地獄でのさまを(妻子等に)語った。同じ信濃國小県郡嬢の里の人大伴連忍勝は、氏寺を作り大般若経書写のため堂にこもったが、宝龜五年三月、堂の檀越に殺された。しかし焼かなくておくと五日を歴て甍り地獄でのさまを親屬に語った。第一段にあたる両話の序の章の部分をさらに表によって比較してみると、二話の語り口の全く軌を一にしていることがわかる。

	下卷 22	下卷 23
①主人公	他田舎人蝦夷	大伴連忍勝
②場所	信濃國小県郡跡目の里	信濃國小県郡嬢の里
③主人公の身分財力	財宝に富み、錢稻を出挙	大伴連等と心と同じくして里の中に堂を作り、氏寺とする。
④主人公の職業	法華経書写二遍、併せて講読三度目繕写未供養	大般若経書写発願、剃髮受戒・修道・寺に止住

⑤ 主人公の死	宝龜四年癸丑夏四月下旬	宝龜五年甲寅春三月
⑥ 死の原因	不明(忽率死)	讒死
⑦ 焼かない理由	丙午の年の生、殯	人を殺す罪に断らしめるため、殯
⑧ 蘇生までの日数	七日	五日
⑨ 脇役(遺族)	妻子	親屬

①から⑨までが、順序を乱さずに書かれているところに、二話の關係の深さをよく示しているといえよう。一方が法華經、一方が大般若經、一方が七日なら他方は五日、妻子等に対して親屬に語るといふ対応等は、一層そのことを強く感じさせる。

さらに第二段、主人公によって語られる地獄での様子も、長短はあり異なる部分も少なくないが、対応する語句が明瞭で同工異曲の感が強い。これも表示することによって明らかにしよう。

- ① 召の使に引率され地獄に往く
- ② 地獄の描写
- ③ 三つの衢(道)
- ④ 閻羅王との対面
- ⑤ 責 苦
- ⑥ 三の僧との問答

⑦ 札による罪の判定

⑧ 僧の教戒

⑨ 帰路、蘇生

⑩ 後日譚

第二段、蘇生した主人公の語る話は、それぞれ①から⑩まで対応する内容(筋)が順序よく綴られていて前後することすらない。②の地獄の描写は、第一段④の相異から下巻23にはない。④の一部、⑨の一部も同じ理由からない。⑤の責苦の方法は全く異なる。ここに、この説話(下23)のよって立つところがある。⑦の簡略化は、この二話の性格・生い立ちを分ける鍵の一つである。⑩の後日譚とした条の下23は、日本古典文学大系本その他が蘇生者の語りの続きとして扱っているが、私は上巻22との対応から括弧の外にはずした方が適しいと判断した。

「両者は誠に類似度が高く、それだけに相違点が明確につかめる。」(原田行造「靈異記説話の成立をめぐる諸問題——類話の発生と伝承・伝播についての研究——」、金沢大学教育学部紀要18、昭和44・12)という通り、この二話の關係は同一者によつて構成されたとか語られたとか筆録されたとかの問題を内含し、両者が無關係に成立した話ではないことを証明している。

靈異記の類話を考察した黒沢幸三氏は、話の筋のほと

んど一致している三つのグループ(A、中8・12、B、上12・下27、C、上10・中15)が、一方を原拠とし他方が年時と場所を変えてつくられたと判断し、それらを厳密な意味の類話とし、それに対し、たとえば、法華経を読む人をあざけて口がゆがむ話(上19・中18・下20)、貧者が仏像に帰敬して現報を得る話(中14・34)などの、話のモチーフの一致・章句の部分的類似などの関係とは區別して考えるべきであろうといっている。そして、下巻22・23のグループをあげ、この二話は、「死んで地獄を訪ずれ、生きかえって地獄の模様を語るといふ筋が一致し、しかも年時・場所も類似するが、死に遂いやられる事情や、生前なした悪事は異なっている。それ故厳密な意味の類話とは言えない」(「靈異記における類話の考察」、前出)として三つのグループとは區別している。しかし、相当に長い章句の類似にとどまらず、話の筋・話の展開・話の要素、ともに全く対応する部分を有する二話の関係は「死に追いやられる事情」や「生前なした悪事」が異っていたとしても、二話の関係は明らかに狭義の類話と呼ばれるべきものであって、「広義の類話」として位置づけてしまつては適しくない。

この二話は、やはり、一方を原拠として他方が年時・場所その他を変えて誕生した狭義の類話であるといえよ

う。そのことをより一層明確にするために、煩を厭わず原文により二話を比較対照してみよう。

	(-) 1	他田舎人蝦夷者、 信濃国小泉郡跡目里人也。	大伴連忍勝者、 信濃國小泉郡嬢里人也。
	2	多富財宝、錢稻出舉。	大伴連等、同心其里中作堂、為氏之寺。
	3	蝦夷奉写法花経二遍、 毎遍設会、講読既了。後復思議、猶不足心、更敬繕写。唯未供養。	忍勝為欲写大般若经、 発願集物、剃除鬚髮、著之袈裟、受戒修道、常住彼堂。
	4	宝亀四年癸丑夏四月下旬、 蝦夷、忽率而死。	宝亀五年甲寅春三月、 條被入讓堂檀越所打損而死。
	5	妻子量言、 「丙年之人、故不焼失。」	眷属議曰、 「今断殺人罪、不焼失。」
	6	点地作塚、殯以置之。	点地作塚、殯収而置。
	7	死経二七日、	死歴二五日、

<p>9 而甦告言、</p> <p>〔使有四人、共副將往、初往広野、次有卒坂、登於坂上、觀有大觀。〕</p>	<p>乃甦語親屬言、</p> <p>〔召使五人、共副疾往、往道頭、有甚峻坂、登於坂上、而躡躡見、</p>	<p>〔此奉寫法花經之人。即示於草小生道二言、</p> <p>〔從此道將來。〕</p>	<p>〔從是道將。〕</p> <p>王使衛往、道末有大釜。釜湯氣如焰、湧沸如波、吼鳴如雷。即取忍勝、并投彼釜、釜冷破裂、而成四破。</p>
<p>2 於_レ是峙視_二前路、多有_二數人、以_レ箒掃_レ路、言、</p> <p>『奉_レ寫_二法花經_一之人、從此路_レ往、故我掃淨。』</p> <p>即_レ至待_レ禮。</p> <p>前有_二深河、広一町許、其河度_レ椅。</p> <p>有_二數人衆、其椅修理、言、</p> <p>『奉_レ寫_二法花經_一之人、從此椅_レ度、故我修理。』</p> <p>到_レ便待_レ禮。</p> <p>到_二椅彼方、有_二黃金宮、其宮有_二王。</p>	<p>有_二三大道。</p> <p>一道平広、一道草生荒、一道以_レ藪而塞。</p>	<p>三僧問_二蝦夷_一言、</p> <p>『汝、知_二此意_一不也。』</p> <p>答、『不知也。』</p> <p>僧復問言、</p> <p>『汝作_二何善_一。』</p> <p>答、『我奉_レ寫_二法華經_一三部、唯一部未_二供養_一之也。』</p>	<p>爰、三僧出来、問_二忍勝_一言、</p> <p>『汝作_二何善_一。』</p> <p>答、『我不_レ作_レ善、唯欲_レ寫_二大般若經六百卷_一、故發_レ願、而未_レ書_レ寫。』</p>
<p>4 立_二蝦夷於_二其衢_一、</p> <p>一人入_レ宮曰、</p> <p>『召。』</p> <p>王見_レ之言、</p>	<p>衢中有_二王、使_レ白言、</p> <p>『召。』</p> <p>王示_二平道_一言、</p>	<p>7 札出_二三枚、二枚金札、一枚鉄札。</p> <p>亦斤出_二三枚、一枚重倍_一稻</p>	<p>于_レ時、出_二三鉄札_一、按_レ之如_二白。</p>

<p>「把」一枚輕減「稻」一把。</p>	<p>僧告之言、</p>
<p>8 『披札之者、実如汝曰、敬写三部法花大乘』也。雖写大乘、而作重罪。所以者何、汝用斤二、出举之時、用於輕斤、徵納之日、用於重斤、故召汝耳。今者忽還。</p>	<p>『汝衷發願、出家修道。雖有是善、而多用于住堂之物、故摧汝身。今還畢願、復償堂物』。</p>
<p>9 還來如前、多人以帚掃道、作椅言、『奉写法花經之人、從閻羅王宮、還來之』。度被椅畢、纔見甦還。</p>	<p>纔放還來、過三大衢、從坂而下、即見甦返。</p>
<p>10 然而後、戴所写之經、増發信心、講說供養。</p>	<p>斯乃發願之力、用物之災、是我招罪、非地獄咎矣。</p>
<p>(三) 1 誠知、作善來福、作惡來災。善惡之報、終不朽失、並受三報。唯專作善、不可作惡矣。</p>	<p>大般若經云「凡一錢一文、至廿日、倍一百七十四万三貫九百六十八文在。故竊一文錢、莫盜用也、其斯謂之矣。</p>

以上からみてもわかるように、専ら下23の方が簡略化

の傾向を示し、下22をふくらませた部分は一つも見当たらない。⑤の責苦の道具だての異いのみが、下23の説話をきわだたせているが、主人公の善業が「大般若経書写の發願」程度にとどまっていることから考えあわせると、ややつり合わない文章になっている。それはともかくとして、全体が下22に寄りかかり、僅かに責苦の道具だてをかえ、全体を簡略化した説話が下23といえる。両話を、原文によってつきくらべ比較してみると、下23は、伝播伝承の経過のはてにこのような形にたどりついたのではなくして、すでに文章化されていた下22を種本として説話が構成・表記されたのであろうことを想像させるに十分である。

下巻23に対し、22は、はるかに口誦性豊かな文章を持っている。下23が、第一段④の相異なる理由から省いた(二)②の地獄の詳細な写実描写、⑤の地獄の責苦の繰り返し、⑦の対句と数字とを駆使しての事実性・実話性の強調、繰り返しを厭わず聴衆を意識した口調がありありと残っている。それら、語りの場を通して獲得された文章(対句を用いて口誦伝承時の語り口をはっきりと残している⑥⑦⑧の傍線部)を簡略化した下23は、明らかに下22を手元に説話を文章化したに違いない。あるいは、下22と同時に同人により文章化されたとも考えられる。下23の話は、

恐らく種となる事件があつたに違いない。それは、下22の影響下に生れたことも考えられる。下22は、流布伝承されていたもので、その文章化に関わつた人の手で下23も文章化されたのである。それは景戒入手以前の段階であつたろう。同じ説話管理者の元にあつた二話は、同時に景戒の元にもたらされたであろう。景戒は(三)の部分を補充して靈異記に位置づけたに過ぎないのではなからうか。説話を語り起こす序章にあたる(一)の部分の叙述形式の一致は、二話を同一者により文章化、もしくは、下22を元にして下23は筆録されたことを証明していよう。さらに、(二)の部分の構成のほぼ一致するのも同様のことがいえよう。

三

靈異記には、民衆に接して衆生済度につとめる多くの高僧の姿を描き出している。海辺に住み、往來の人を化したという、もと百済の国の禪師弘濟(上7)、「遍く諸方に遊び、法を弘め物を化した」(上22)元興寺の道昭、「法を弘め教を伝へ、迷を化し正に趣かしめた」(中7)三輪宗の高僧智光、「戒を授け、義を宣べて教化した」(中11)薬師寺の題恵、「海辺の人を化した」(下1)十禪師の一人興福寺の永興、「法を弘め人を導き以て行業と

なした」(下39)善珠のごとき。また、官寺を離れて地方を巡り、一字に止住して周囲の俗に接し、奇事奇譚を見聞体得した僧の存在も少なくない。山林鍊行の百濟禪師多羅常(上26)、元興寺の禪師広達(中26)、法会の講師に招かれて播磨・紀伊・肥後へとそれぞれ足を運ばせた元興寺の慈応(上11)・薬師寺の題恵(中11)・大安寺の戒明(下19)など。さらに、大きな位置を占める行基大徳、(中2・7・8・12・29・30)、その活躍ぶりは、続日本紀にも「既にして都鄙に周遊して衆生を教化す、道俗化を慕ひて追隨する者、動もすれば千を以て数う。行く処、和尚の來るを聞けば、巷に居人なく、争ひ來つて礼拝す。器に随つて誘導し、咸く善に趣かしむ。」とし、靈異記には、「行基大徳天眼を放ち、女人の頭に猪の油を塗れるを視て呵嘖する縁」(中29)に、古京元興寺の村の法会に行基大徳を請けて七日、法を説かしめ、道俗「皆集いて法を聞く」とあり、「行基大徳子を携うる女人の過去の怨を視て、淵に投げしめ異表を示す縁」(中30)には、「行基大徳難波の江を掘り開かして船津を造り、法を説き人を化す。道俗貴賤集會して法を聞く」などとあり、行基が民衆に接し法を説くさまが描かれている。行基を慕い、行基の事業をたすけたであろう信嚴禪師(中2)の存在も忘れてはなるまい。それらの僧

や僧をとりまく集団によって、中央から地方へ地方から中央へと運ばれ・語られ・伝承された説話は、少なくともいくつか考えられる。

下巻22・23が、誰によって語られ伝えられたか詳しいことはわからない。原田氏は、下22を他田舎人一族によって伝承されていたものが下23に関わる大伴氏によって記録され伝播されたものであらうと考察されたが（前掲書）、むしろ、都鄙に周遊して衆生を教化した僧の早い時期における関わりを無視し得ない。

中巻13には、信濃国の優婆塞が、和泉国泉の郡血淳の山寺に来住していた折りの逸話を伝える。また、禪師広達は上総の国の出身で、吉野山で修行を積んでいる（中26）。遠国にあっても、中央文化圏との交流を持つ僧の存在は少なくない。下巻16には、法を修し、道を求めて越前国加賀郡畝田村に年を経て止住していた紀州の寂林法師の話を伝える。この話は、下巻14と併せて寂林に関わる僧により採録伝承されたであらうことについては、かつて考察した（拙稿「靈異記小考」、古代文学11、昭和46・12）が、信濃の二話にも、寂林のような僧の存在を考えることができるであらう。他田舎人一族に交わり、大伴忍勝の受戒や殯の儀礼に立ちあった僧の存在を無視できない。説話は、大伴一族や他田一族によってひそかに

語り継がれたとしても、それらを、説教の種として文章化し、中央に運ぶことのできるものは、寂林のような僧以外に考え難い。おそらく二話は、宝亀四・五年をあまり下らない時期に、ある僧の手によって文章化され、説教の種として当地で語られていたであらう。僧の説教の種本は、その唱導集団の誰かによって、景戒の周辺にもたらされたものであらう。

二話が、「語り」の系譜を持ちながらも、靈異記編纂時にはすでに文章化されて説教の種本ともなっていたことを認めるとき、他にも、同じような説話を認め得るのではなからうか。すでに文字に書かれた冥報記や般若験記によって、説教が広く普く行われていたことを認めるとき、靈異記以前に多くの種本を認めなくてはならない。景戒は、それらを集め選んで手を加えて、年代順に再編成したのではなからうか。

靈異記の「語り」の世界には、そのように文字が早くから介入していたところに特徴が認められる。それは、日常仏典などを読み慣れ、文字を駆使し得た僧が、語りの世界に関わったためであらう。

以上、結論を急ぎすぎた感じがするが、靈異記の持つ「語り」の一面について考察した。広く記紀万葉集や風土記、それに中古・中世の物語・語り物などをも俯瞰し

た上で説きすめるべきであつたかも知れない。しかし、それらについては、他の方々によつて触れられ論が尽くされるようにも感じたので、あえて小さくまとめました。それは筆者の力不足によることで、批判には素直に甘んじなければならぬ。記してご判読ご海容を乞うしだいである。